公募要項　別添１

計量器定期検査業務の基準

定期検査業務を行おうとする者は、次に定める事項を業務の基準とし、横浜市指定定期検査機関としての業務等を企画し、業務提案や具体的な実施方法を定めるものとする。

１　業務の内容

(1)　業務の概要

ア　計量法（平成４年法律第51号。以下「法」という。）第19条第１項に基づく特定市町村の長が行う定期検査のうち、計量法施行令（平成５年政令第329号。以下「政令」という。）第10条第１項第１号に規定するものに関すること。

イ　横浜市手数料条例（平成12年３月27日横浜市条例第32号。以下「手数料条例」という。）第２条第１項第82号、第84号及び第85号の手数料の収納に関すること。

ウ　特定計量器定期検査受検者台帳の整理に関すること。

エ　不合格特定計量器の措置及び使用者への指導に関すること。

オ　未受検者への対応等に関すること。

カ　特定計量器定期検査済証明書の交付に関すること。

キ　計量器の使用方法の指導に関すること。

ク　定期検査結果等の報告に関すること。

ケ　その他計量器定期検査について特に必要と認める事項。

(2)　事業計画書等

法第33条第１項に基づき、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、横浜市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(3)　定期検査の実施

法第19条第１項に基づく定期検査は、市長の特定計量器定期検査の実施告示に基づき行うものとする。

ア　奇数年度の定期検査

政令第10条第１項第１号に規定するもののうち、ひょう量１トン以上の非自動はかり及び同非自動はかりを有する事業所等で併せて使用するひょう量１トン未満の非自動はかり、分銅並びにおもりを除いたものの定期検査実施区域は、鶴見区、神奈川区、西区、中区、港北区、緑区、青葉区及び都筑区とする。

イ　偶数年度の定期検査

政令第10条第１項第１号に規定するもののうち、ひょう量１トン以上の非自動はかり及び同非自動はかりを有する事業所等で併せて使用するひょう量１トン未満の非自動はかり、分銅並びにおもりを除いたものの定期検査実施区域は、南区、港南区、保土ケ谷区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区及び瀬谷区とする。

(4)　定期検査対象の計量器

対象とする特定計量器は、政令第10条で規定する非自動はかり、分銅及びおもりであって、市長が特定計量器の使用方法が法第２条で規定される取引又は証明に使用していると判断し、法第19条の定期検査の対象としたものとする。

ただし、政令第５条で規定される特定計量器を除くものとする。

(5)　定期検査の方法

定期検査は、特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第70号）に定める方法に基づき行う。

(6)　定期検査の実施場所

市長が行う特定計量器定期検査の実施告示に基づいた場所で実施するものとする。

ア　特定計量器の所在場所

イ　指定定期検査機関の所在地

ウ　その他市長が別に指定する場所

(7)　受検者への通知

受検者に対して、おおむね検査の７日前までに到達するように、検査の日時等をはがきで通知する。ただし、受検対象者が不在その他で検査不可である等のやむを得ない事情がある場合には、電話等の方法により通知し、検査日程の調整を行い、受検の促進を図る。

(8)　定期検査済証印等

定期検査に合格した特定計量器には、定期検査済証印を付する。定期検査済証印は、施錠可能な金庫等に保管し、受払簿により管理する。

(9)　不合格時の措置

①　特定計量器が定期検査に合格しなかったときには、該当特定計量器の検定証印又は基準適合証印を除去し、不合格証を付する。また、不合格通知を交付するとともに、不合格特定計量器の処理届の提出を求める。

②　不合格計量器の使用者又は所有者から不合格計量器の処理届が提出されなかった場合には、電話等の方法により不合格計量器の処理方法を確認する。

③　電話等の方法でも不合格計量器の処理が確認できない場合又は不合格計量器を使用している場合には、不合格計量器の処理届未提出者の報告書により速やかに市長に報告する。

(10)　定期検査を実施する者

①　定期検査は、一般計量士資格保有者又は指定定期検査機関の固有職員で国立研究開発法人産業技術総合研究所の「短期計量教習」以上を修了した者で、定期検査に係る実務経験が１年以上の者が行う。

②　検査の実施にあたっては、指定定期検査機関が発行した身分を示す証票を携帯し、受検者に明示しなければならない。

(11)　手数料の収納

①　手数料の収納は、手数料条例第２条第１項第82号については、検査を実施する際に現金にて収納し、第84号及び第85号については、申請者の申請により収納する。

②　手数料を現金により収納した場合は、領収書を受検者に発行する。

③　市長が認めた納入通知書又は振替命令書により収納をする受検者には、計算書を発行する。

④　既納の手数料は、検査事項又は申請事項の変更又は取消があってもこれを還付しない。

(12)　手数料の減免

①　手数料の減免を受けようとする者には、検査手数料減免申請書を提出させる。

②　検査手数料減免の処理については、市長からの通知に基づき行う。

(13)　収納後の納付処理

①　収納した手数料は、原則として、横浜市所定の納付書により横浜市指定金融機関又は収納

代理機関（以下「指定金融機関等」という。）の翌々営業日までに指定金融機関等に納付する。

② 収納した手数料を指定金融機関等に納付するまでの間は、施錠可能な金庫に保管する。

(14) 手数料の収納に係る帳簿の保存

手数料の収納に関して次に掲げる書類等を作成し、収納事務の処理状況を明らかにし、委託期間終了後５年間はこれを保存しなければならない。指定定期検査機関でなくなった場合は、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

① 特定計量器定期検査日報

② 領収書原符

③ 日計表

④ 納付書（領収書）

⑤ その他必要な書類

(15) 特定計量器定期検査受検者台帳の整理

定期検査結果及び把握した新規台帳加入店舗、廃業店舗及び計量器不使用店舗等をもとに特定計量器定期検査受検者台帳を整理する。

(16) 各種台帳等の整理

特定計量器定期検査受検者台帳の整理、検査手数料の領収書、計算書の発行並びに特定計量器定期検査日報、特定計量器定期検査月報、特定計量器定期検査年報、特定計量器定期検査業務報告書、計量器器数表、廃業店舗等一覧表、計量器不使用店舗等一覧表、届出済証のある計量器または検定証印のない計量器を使用している店舗等一覧表、未受検者及び新規台帳加入店舗等一覧表、後納者一覧表及び日計表等の作成は、横浜市の計量検査にかかるシステム等、市長が指定するものを使用する。

(17) 検査未受検者の取扱

① 未受検者に対しては、定期検査の意義を説明し、受検を促す。

② 定期検査中又はその他により、特定計量器定期検査受検者台帳に未登載の店舗・事業所を発見した場合には、その使用者又は所有者に定期検査の意義を説明し、定期検査の受検を促す。

③ 正当な理由が無く定期検査の受検を拒んだ者に対しては、次のとおり取り扱うものとする。

ア 正当な理由が無く定期検査の受検を拒んだ者に対しては、法に定める受検義務を説明し、受検を促す。

イ アの受検義務の説明を受けても、定期検査の受検を拒んだ者に対しては、正当な理由が無く定期検査を受検しなかった者の報告書により速やかに市長に報告する。

(18) 特定計量器定期検査済証明書の交付

① 定期検査を受けた者から特定計量器定期検査済証明書の交付を求められた場合には、申請書を提出させるものとする。

② 前項の申請書が提出されたときには、特定計量器定期検査済証明書を交付する。

(19) 計量器の使用方法の指導

計量器の使用者から計量器の適正な使用方法について質問があった場合には、使用方法を指導する。

(20) 受検者対応

市民満足度向上のため、分かりやすい説明や受検者との事前調整等、サービス向上に努める

ものとする。

(21)　定期検査の結果等の報告

①　次に掲げるデータの前月分の入力を毎月５日（横浜市の休日を定める条例（平成３年12月条例第54号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）までに完了し、市長に報告する。

ア　特定計量器定期検査月報

イ　特定計量器定期検査業務報告書

ウ　計量器器数表

エ　廃業店舗等一覧表

オ　計量器不使用店舗等一覧表

カ　届出済証のある計量器または検定証印のない計量器を使用している店舗等一覧表

キ　未受検者及び新規台帳加入店舗等一覧表

ク　市長が認めた納入通知書又は振替命令書により収納をする受検者についての後納者一覧表

②　月に一回程度市長と業務の進捗状況等について打合せを行うものとする。

③　受託期間終了後、速やかに特定計量器定期検査年報及び計量器器数表を作成し、市長に報告する。

④　受託期間終了後、２か月以内に計量器定期検査実績報告書及び収支決算書を作成し、市長に報告しなければならない。

⑤　交通事故が発生した場合は、当事者以外の者が速やかに現場に赴くものとする。また、発生の旨を市長に即時報告し、事故内容の詳細及び対応状況等を、状況が変わるごとに逐一報告する。

⑥　その他事件・事故及びその他委託業務に関する事項について、判明次第速やかに市長に報告する。

⑦　その他市長が必要と判断した帳票等を作成し、市長に報告する。

(22)　検査設備の貸付

①　横浜市が所有し、貸付することができる検査設備等で、定期検査に必要とされるものは、横浜市指定定期検査機関に貸付する。

②　横浜市指定定期検査機関は、貸付された検査設備等について検査設備管理台帳を作成し、管理する。

(23)　個人情報の保護に関する特記事項

個人情報の取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

(24)　電子計算機処理等の契約に関する特記事項

電子計算機処理等を行う場合には、その遂行にあたって、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守する。